

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第79回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年10月5日（月）13時26分から16時00分
- 2 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
- 3 出席者  
（委 員）黒沢部会長、上川部会長代理、上久木田委員、田中委員、餅原委員  
（総務省）中村事務室長、高崎主任調査員ほか
- 4 主な議題
  - (1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
  - (2) 部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、1件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回は、平成21年10月13日（火）に開催することとなった。

〔 文 責 : 事務室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第72回）議事要旨

1. 日 時：平成21年10月7日（水）13時15分から14時55分

2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室

3. 出席者

（委員）蔵元委員長、江口委員長代理、新西委員、橋口（和）委員、  
橋口（矩）委員、山崎委員

（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、磯脇主任調査員、中村主任調査員ほか

4. 主な議題

- (1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5. 会議経過

(1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。

(2) 部会として、4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。

次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回の部会は、平成21年10月14日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第80回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年10月13日（火）13時30分から17時15分
- 2 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
- 3 出席者  
（委 員）黒沢部会長、上川部会長代理、上久木田委員、田中委員、  
餅原委員、横山委員  
（総務省）中村事務室長、高崎主任調査員ほか
- 4 主な議題
  - (1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
  - (2) 部会として、厚生年金保険料等の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、3件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回は、平成21年10月19日（月）に開催することとなった。

（ 文 責 ： 事務室  
後日修正の可能性あり ）

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第73回）議事要旨

1. 日 時：平成21年10月14日（水）13時15分から14時45分
2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
3. 出席者  
（委員）蔵元委員長、江口委員長代理、新西委員、橋口（矩）委員、山崎委員  
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、磯脇主任調査員、中村主任調査員ほか
4. 主な議題  
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料及び厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
    次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成21年10月21日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第81回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年10月19日（月）13時30分から15時50分
- 2 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
- 3 出席者  
（委 員）黒沢部会長、上川部会長代理、上久木田委員、田中委員、  
餅原委員、横山委員  
（総務省）中村事務室長、高崎主任調査員ほか
- 4 主な議題
  - (1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
  - (2) 部会として、厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、2件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回は、平成21年10月26日（月）に開催することとなった。

（ 文 責 ： 事務室  
後日修正の可能性あり ）

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第74回）議事要旨

1. 日 時：平成21年10月21日（水）13時20分から14時50分

2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室

3. 出席者

（委員）蔵元委員長、江口委員長代理、新西委員、橋口（和）委員、橋口（矩）委員  
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、磯脇主任調査員、中村主任調査員ほか

4. 主な議題

- (1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
- (2) その他

5. 会議経過

- (1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
- (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を決定するとともに、4件の事案について国民年金保険料及び厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
- (3) 次回の部会は、平成21年10月27日（火）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第二部会（第82回）議事要旨

- 1 日 時 平成21年10月26日（月）13時30分から15時02分
- 2 場 所 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
- 3 出席者  
（委 員）黒沢部会長、上川部会長代理、上久木田委員、田中委員、  
餅原委員、横山委員  
（総務省）中村事務室長、高崎主任調査員ほか
- 4 主な議題
  - (1) 鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
  - (2) その他
- 5 会議経過
  - (1) 鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。
  - (2) 部会として、厚生年金保険料等の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、2件の事案について厚生年金保険料等の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
  - (3) 次回は、平成21年11月4日（水）に開催することとなった。

〔 文 責 : 事務室  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会第一部会（第75回）議事要旨

1. 日 時：平成21年10月27日（火）13時15分から14時45分
2. 場 所：年金記録確認鹿児島地方第三者委員会事務室
3. 出席者  
（委員）蔵元委員長、江口委員長代理、新西委員、橋口（和）委員、橋口（矩）委員  
（総務省）中村事務室長、辻事務室次長、磯脇主任調査員、中村主任調査員ほか
4. 主な議題  
（1）鹿児島地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議  
（2）その他
5. 会議経過  
（1）鹿児島社会保険事務局から鹿児島地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する議論が行われた。  
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案2件を決定するとともに、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。  
    今回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。  
（3）次回の部会は、平成21年11月11日（水）に行うこととされた。

〔 文 責 : 事務室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕